

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年2月8日認可した。

平成30年2月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
小田奈良須両池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）諏訪地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）三郎池地区
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）青木東地区